



井上 護 議員

問 「子ども・子育て新システムで 保育制度はどう変わるか。」

問 2013年度から実施しようとしている子ども・子育て新システム制度は、保育士資格ない職員も認める方向を検討するなど、企業参入の促進とあわせて、保育条件の規制緩和を推し進めようとしている。現行の公的保育制度を踏まえ、子育ての公的役割についてどう考えているか。

町長 現行の保育制度では、児童福祉法のもと市町村に保育の実施責任があるが、新システムでは児童福祉法がどのように改正されるかは不明で、判断材料が揃っていない。新システムが実施されれば、現行の幼稚園及び保育所のあり方が大きく変わるが、次代を担う大木町のすべての子どもに、良質な成育環境を保障するための努力は今後ともしていく。新システムについては、引き続き国の動向を見極めていくとともに、必要があれば町村会を通して、国へ要望したい。

問 「子ども・子育て新システム」で保育制度はどう変わるか。

子ども未来課長 現在は保育の実施者は、市町村で、保育所入所にあたっては、市町村と保護者が契約を結んでおり、保育料についても市町村が徴収している。新システムでは、児童の保育に欠ける要件を取り払い、市町村が保育の必要性の認定と、保護者負担の区分を決定した認定証を交付する。保護者はその認定証をもって、希望する保育所と直接契約を交わし、保育料についても保護者が直接保育所に支払う形に変わる。



楽しい砂遊び

問 幼稚園・保育所の一体化の考えは。

子ども未来課長 具体的には、保育所が持つ保育機能と幼稚園が持つ教育機能を兼ね備えた「総合施設」を創設することになっている。その総合施設は、0〜5歳児が対象で、3歳以上の子どもについては、全員が現在のような幼児教育を受け、それが終わった後も、保育が必要な子どもは園で過ごすことになる。保育所は一部を除いて、全保育所が一定期間後にすべて総合施設に移行することになる。幼稚園については、満3歳未満児の受け入れは義務付けはせずにそのまま存続させ、財政措置を講じることで総合施設への移行を促すとなっている。

問 社会的に不利な立場の方々が必要な保育を受けられなくなるのが予想されるが自治体としてどう考えているか。

保護者の負担については、まだ検討段階である。

子ども未来課長 社会的に弱い立場の人が必要な保育を受けられない場合に対する自治体の責任については、新システムの中間取りまとめの中では、特別な支援が必要な子どもについては、市町村が利用調整を行い、施設の斡旋をすることになっている。

問 現在のシステムとして、幼稚園・保育園では幼児教育又は保育の質を確保するための基準はあるのか。また、幼稚園・保育園の運営費はどのような基準で支給されているのか。新システムでその運営費が減額になると職員の処遇等に影響を及ぼすことになるか。

子ども未来課長 保育所においては、児童福祉法で最低基準が設けられている。その最低基準は、子どもの年齢区分による人数に対して保育士の数と保育室の面積要件が決まっている。幼稚園においては、1学級が35人以下（専任教諭

1人）となっている。新システムにおける中間報告では、教育・保育の質の低下を招かないように職員の配置基準については検討するとなっており、詳細については今後明らかになっていく。

運営費の基準については、保育所では児童一人当たりの単価を国が決定し、その保育単価に児童数を乗じたものが、保育所の運営費となっている。その保育単価は、保育所の設置場所、定員数、所長の設置、子供の年齢区分に応じて、一人当たりの単価が決まっている。

保育所の運営費のうち、保護者からの保育料を除いた額に対して、国・県・町が負担するようになっている。私立幼稚園については、県から直接私立学校助成費補助金がでている。私立学校助成費補助金の基準については、定員、クラス数、教諭の人数などによって決められていることだ。それが新システムになった場合、どのように変わるかという点、現在の保育単価に代わる公定単価を国が決定することになっ

問 現在の保育所は朝から夕方まで子供の一日の生活が保障されている。そのため、突然の残業や通院などがあっても早朝から閉所時間まで何とか対応できている。運営費には給食代とかおやつ代は含まれているか。

現在の保育所は朝から夕方まで子供の一日の生活が保障されている。そのため、突然の残業や通院などがあっても早朝から閉所時間まで何とか対応できている。運営費には給食代とかおやつ代は含まれている。

子ども未来課長 今の保育所運営費には、含まれている。



みんなそろって「ハイポーズ」



「総合子ども園記事」

